

## 静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金 Q&A

令和7年7月14日時点

	質問	回答
<b>1 補助金全般について</b>		
①	どのような補助金なのか。	本補助金は、物流改正法により設けられた努力義務等に対応し、生産性の向上や事業の高度化に積極的に取り組む市内中小貨物運送事業者を支援することで、静岡市域内における物流の効率化を推進することを目的に交付するものです。
<b>2 補助対象者について</b>		
①	どのような事業者が対象となるのか。	以下の全てを満たす貨物自動車運送事業者が対象となります。 ① 申請日において貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業の営業の実態があり、引き続き営業を継続する意思があること。 ② 営業に必要な許認可等を有していること。 ③ 静岡市内に営業所を有する中小企業等又は個人事業者等であること。
②	貨物自動車運送事業者の範囲は。	貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第7条の一般貨物自動車運送事業者、同法第22条の2の特定貨物自動車運送事業者です。
③	中小企業等の定義は。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者です。 運輸業の場合は「資本金額又は出資総額が3億円以下」又は「常時使用する従業員の数が300人以下」の会社です。

## 静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金 Q&A

令和7年7月14日時点

	質問	回答
<b>3 補助対象事業、補助対象経費について</b>		
①	どのような事業が対象となるのか。	<p>以下の事業を対象としています。具体例はチラシをご参照ください。</p> <p>ア 業務効率化に資するシステム・資機材・設備の導入</p> <p>イ 積載効率向上に資するシステム・資機材・設備の導入</p> <p>ウ 荷待・荷役時間の削減・把握に資するシステム・資機材・設備の導入</p>
②	システムを導入する場合、導入に係る経費（イニシャルコスト）のほか、月額使用料等（ランニングコスト）も対象となるのか。	<p>ランニングコストについては、補助事業実施期間中に要した経費のみ対象となります。したがって、例えば実施期間外も含めて年額で使用料等を支出している場合には、適宜月割り、日割り等（1円未満切り捨て）の計算をしていただくこととなります。</p>
③	補助対象外の経費はどのようなものか。	<p>以下の経費は補助対象外です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税</li> <li>・国、地方公共団体、益社団法人全日本トラック協会又は一般社団法人静岡県トラック協会等から補助金等の交付を受けるときは、その交付を受ける金額</li> <li>・人件費、トラックに係る車両購入費（シャーシ購入費を含む）、修理費、修繕費、リース料、レンタル料</li> <li>・資機材、設備を市外の営業所に導入する経費</li> <li>・既に導入しているシステムの月額使用料、ランニングコスト等</li> <li>・既に導入している資機材・設備の買い替え。ただし、生産性向上のため資機材等の高度化を図る場合は対象となる可能性がありますので、事業計画書に導入効果を記載したうえでご相談ください。</li> </ul>

## 静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金 Q&A

令和7年7月14日時点

	質問	回答
④	すべての営業所に同じシステムを導入する際など、納入場所に市外の営業所が含まれる場合、補助対象となるのか。	<p>補助対象となるのは市内の事業所分のみです。システムを複数の営業所に導入する場合などは、市内のドライバー数やトラック台数などの合理的な基準で按分して、補助対象経費を算出してください。</p> <p>〈計算例：トラック台数で按分する場合〉</p> <p>システム導入費用（総額）：1,000,000円</p> <p>トラック台数：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市内営業所：6台</li> <li>・市外営業所：9台</li> </ul> <p>→ 合計15台中、市内割合は6台 ÷ 15台 = 40%</p> <p>按分後の補助対象経費：</p> <p>1,000,000円 × 40% = 400,000円</p> <p>このように、市内営業所に対応する割合で按分した金額が補助対象となります。</p>
⑤	補助対象外の経費も含まれる見積書において、合計金額に対して値引きがされている場合、どのように申請すればよいのか。	<p>はじめに、見積書に記載されている合計金額と値引き額を用いて値引き率を計算してください。その後、その値引き率を補助対象経費に適用して計算した金額を補助対象金額としてください（1円未満切り捨て）。</p> <p><b>【計算例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 見積書の合計金額が100,000円、値引き額が10,000円の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 値引き率 = 値引き額 ÷ 合計金額 = 10,000円 ÷ 100,000円 = 0.1（10%）</li> </ul> </li> <li>2. 補助対象経費が50,000円の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 補助対象経費に値引き率を適用した金額 = 50,000円 × 0.9（90%） = 45,000円</li> <li>- したがって、補助対象金額は45,000円となります。</li> </ul> </li> </ol>
⑥	他の補助金・助成金と併用できるか	<p>併用は可能ですが、他団体から受給する補助金・助成金に相当する金額は補助対象外経費となります。また、国等の補助金・助成金の中には、併用を認めていない補助金がありますので、他の補助金・助成金の交付規程等において併用が禁止されていないか必ず確認をしてください。</p>

## 静岡市物流効率化等生産性向上支援事業補助金 Q&A

令和7年7月14日時点

	質問	回答
<b>4 申請手続について</b>		
①	複数回に分けて申請することは可能か。	申請は1事業者につき1回限りとなりますので、実施を予定する全ての事業計画が整った段階で申請いただくようお願いします。
②	補助金の交付決定後に、事業計画に変更が生じた場合、何か手続きが必要になるのか。	補助金の交付決定後に、交付申請時に予期せぬ事情等により事業計画に変更が生じた場合は、 <u>変更後の事業を実施する前に</u> 、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
③	補助金の交付決定後に事業の実施を中止し、違う事業を申請しなおすことはできるか。	申請は1事業者につき1回限りとなりますので、交付決定を受けた事業を中止した場合、別の事業で申請しなおすことはできません。
<b>5 その他</b>		
①	補助金実績報告の期限（令和8年1月16日（金））まで事業が実施できると考えてよいか。	実績報告期限は、計画事業の実施、納品、支払を完了した上で必要書類を作成し、提出していただく期日となります。その点を踏まえ、余裕を持ったスケジュールで実施してください。なお、相談窓口は令和8年1月16日（金）まで開設予定です。